

〔 平 17.5.13 〕
〔 総 28 - 5 〕

資 料

(環境税関係)

京都議定書目標達成計画の骨子

(内閣官房作成)

目指す方向

- 京都議定書の6%削減約束の確実な達成
- 地球規模での温室効果ガスの長期的・継続的な排出削減

基本的考え方

- 環境と経済の両立
- 技術革新の促進
- すべての主体の参加・連携の促進(国民運動、情報共有)
- 多様な政策手段の活用
- 評価・見直しプロセスの重視
- 国際的連携の確保

温室効果ガスの排出抑制・吸収の量の目標

区 分	目 標		2010年度現状対策 ケース(目標に比べ +12%*)からの削 減量
温室効果ガス	2010年度 排出量 (百万t-CO ₂)	1990年度 比(基準年 総排出量比)	
①エネルギー起源CO ₂	1,056	+0.6%	▲4.8%
②非エネルギー起源CO ₂	70	▲0.3%	
③メタン	20	▲0.4%	▲0.4%
④一酸化二窒素	34	▲0.5%	
⑤代替フロン等3ガス	51	+0.1%	▲1.3%
森林吸収源	▲48	▲3.9%	(同左)▲3.9%
京都メカニズム	▲20	▲1.6%*	*(同左)▲1.6%
合 計	1,163	▲6.0%	▲1.2%

*削減目標(▲6%)と国内対策(排出削減、吸収源対策)の差分

目標達成のための対策と施策

1. 温室効果ガスごとの対策・施策

(1) 温室効果ガス排出削減

①エネルギー起源CO₂

- ・技術革新の成果を活用した「エネルギー関連機器の対策」「事業所など施設・主体単位の対策」
- ・「都市・地域の構造や公共交通インフラを含む社会経済システムを省CO₂型に変革する対策」

②非エネルギー起源CO₂

- ・混合セメントの利用拡大 等

③メタン

- ・廃棄物の最終処分量の削減 等

④一酸化二窒素

- ・下水汚泥焼却施設等における燃焼の高度化 等

⑤代替フロン等3ガス

- ・産業界の計画的な取組、代替物質等の開発 等

(2) 森林吸収源

- ・健全な森林の整備、国民参加の森林づくり 等

(3) 京都メカニズム

- ・海外における排出削減等事業を推進

2. 横断的施策

- 国民運動の展開
- 公的機関の率先的取組
- 排出量の算定・報告・公表制度

○ポリシーミックスの活用
(※環境税等も検討)

3. 基盤的施策

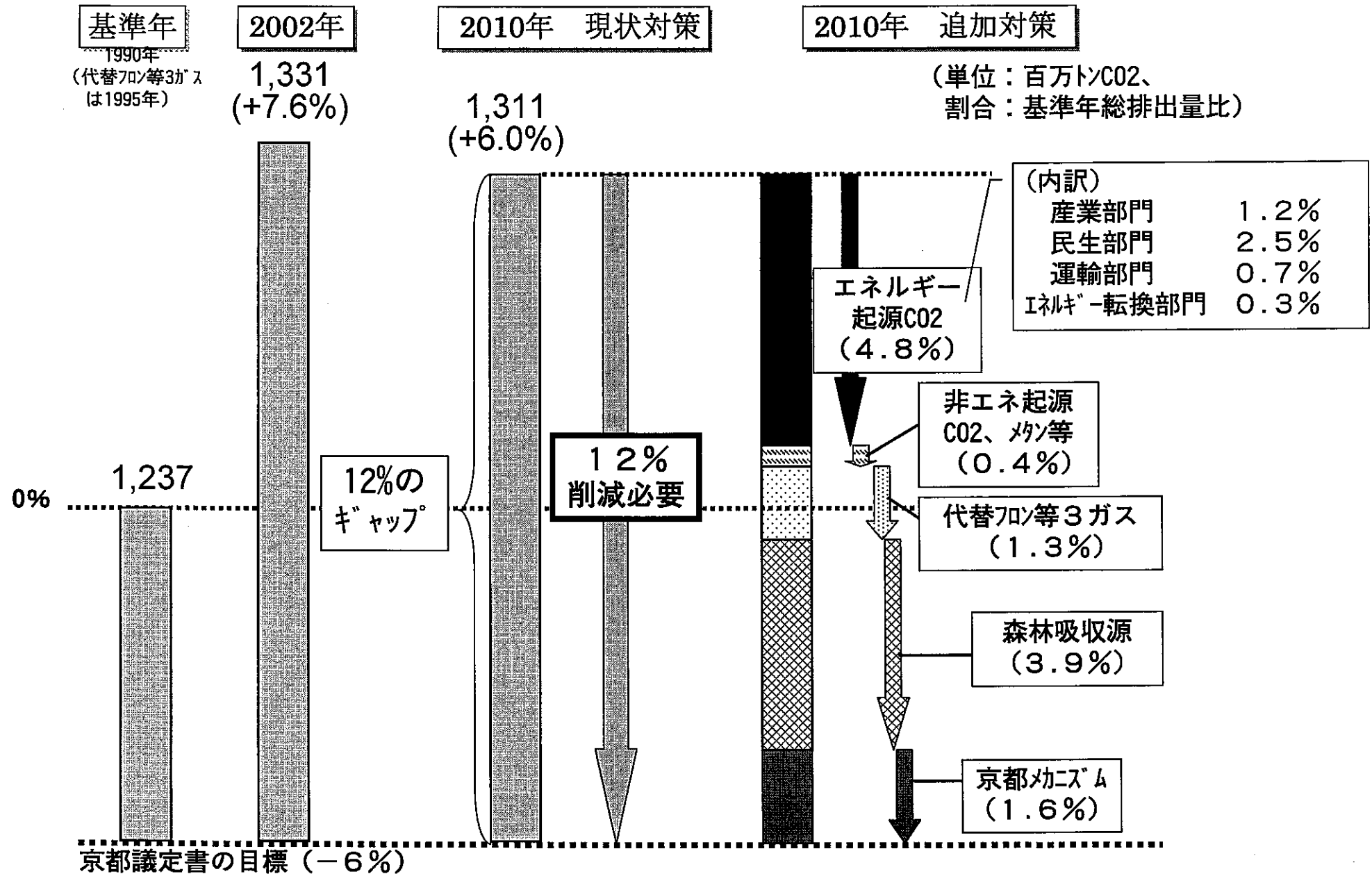
- 排出量・吸収量の算定体制の整備
- 技術開発、調査研究の推進
- 国際的連携の確保、国際協力の推進

推進体制等

- 毎年の施策の進捗状況等の点検、2007年度の計画の定量的な評価・見直し

- 地球温暖化対策推進本部を中心とした計画の着実な推進

排出量の現状と削減目標



京都議定書目標達成計画（抄）

（平成17年4月28日 閣議決定）

第3章 目標達成のための対策と施策

第2節 地球温暖化対策及び施策

2. 横断的施策

（6－2）環境税

二酸化炭素の排出量又は化石燃料の消費量に応じて課税するものとして関係審議会等において論議されている環境税は、経済的手法の一つであり、価格インセンティブを通じ幅広い主体に対して対策を促す効果や、二酸化炭素の排出削減対策、森林吸収源対策などを実施するための財源としての役割等を狙いとするものとして関係審議会等において様々な観点から検討が行われている。

環境税については、国民に広く負担を求めることになるため、関係審議会を始め各方面における地球温暖化対策に係る様々な政策的手法の検討に留意しつつ、地球温暖化対策全体の中での具体的な位置付け、その効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、諸外国における取組の現状などを踏まえて、国民、事業者などの理解と協力を得るように努めながら、真摯に総合的な検討を進めていくべき課題である。